

# 会員 相談室

Vol.5

相談事例紹介



今回は

## 法人税・所得税

相談委員

苅米 裕 (芝)

### 事前確定届出給与の届出額と異なる金額の支給を行った場合の取扱い

質問

某関与先は、12月末日を決算とする法人である。平成20年度は、社長に臨時給与を支給する方向で、12月10日に300万円支給することを定め、提出期限内に事前確定届出給与の届出書を納税地の所轄税務署長へ提出している。

ところが、同年度は平成大不況の煽りを受け、秋頃から急転直下業績が低迷し、資金繰りが汲々となってしまった。そこで、事前確定届出給与として届け出た社長に対する支給額300万円については、減額して100万円を支給している。この場合、同年度の確定申告では、役員給与損金不算入額100万円を別表四の加算社外流出欄に記入すれば問題ないか。

回答

納税地の所轄税務署長へ届け出た支給額と実際の支給額が異なる場合には、事前確定届出給与に該当しないこととなるため、原則として、その支給額の全額が損金不算入となる(法基通9-2-14)。この取扱いを基礎にすれば、貴見のとおり、実際支給額の100万円が損金不算入となる。ただし、「原則として」という前提から、取扱いの結論を誘導するだけの会社内部の整備を要することになる。

検討

株式会社と役員との関係は、「委任」関係にある(会社法第330)。これを受け、役員の報酬請求権は、後払いであると解釈されている(民法第624、第648)。これらの規定の解釈を明白にした最高裁の判例として、「取締役の報酬額が具体的に定められた場合には、その報酬額は会社と取締役間の契約内容となり、契約当事者である会社と取締役の双方を拘束するから、その後株主総会がこれを無報酬に変更する旨の決議をしても、当該取締役は、これに同意しない限り、報酬請求権を失わない。」が存する(平成4年12月18日)。これらの規定等を勘案すると、会社の資金繰り等の都合によって、報酬請求権が喪失することにはならず、会社は取締役の同意の上で報酬請求権の減額分を確定させなければならない。そのため、取締役の報酬等が株主総会の決議等によって定めているならば、その減額の同意も同様の手続きを踏まえる必要性を感じる(会社法第361)。

一方、税務には《給与等の受領を辞退した場合》の取扱いが存し、支給期の到来前に辞退の意思を明示して辞退したものに限り、課税しないものとしている(所基通28-10)。また、既に支給期が到来した給与等の受領を辞退した場合については、債務の免除を受けた時において、その支払があったものとして源泉徴収を行うものとしている(所基通181~223共-2)。同通達の真意には、支給期到来前である報酬請求権の確定前の課税所得からの除外の意向と、支給期到来後の報酬請求権の確定後には課税所得を構成させようとする意思が伝わるところである。

それでは、上述の各規定等を基礎にして、本件の会社内部の書類の整備等について、検討を

加えてみることにする。

本件報酬請求権の確定は12月10日であることから、その確定の前日において、当初決議を受けた事前確定届出給与300万円を100万円に減額することについて、会社は社長から合意を受けなければならない。さらに、合意内容を記した議事録等は、その証として、会社内部に保管しておく必要があるだろう。ここまでの整備を行うことにより、実際支給額の100万円の損金不算入という取扱いに対する実証は可能であると思われる。

なお、会社と社長との間で減額の合意がない場合には、報酬請求権は失われていないことになり、単なる未払役員給与であるという認定が懸念される。さらに、このような状況下で、社長が受けとる意思が存しないという主張をした場合には、事前確定届出給与の損金算入要件である「確定額に基づいて支給期に支給する」ことに反し、①200万円の未払役員給与に係る益金算入、②未払役員給与を含めた300万円全額の損金不算入、③300万円全額に係る源泉所得税の徴収義務の発生なども想定される。

不況期の煽りを受けた苦しい状況下で、法律の杓子定規な解釈による強硬な執行は国民感情を踏みにじることになり、よもや発生しないと期待するところである。とはいえ、経営上の機関運営体制について、万全を期すことは最大の保険となることは言うまでもない。

### 個人が契約する複数の保険を解約した場合における一時所得の計算

質問

平成の大不況期の煽りを受け、深刻な事業の運転資金不足から、個人的に加入している保険や共済を一時期に解約を考えている。

区分	解約返戻金見込額	既支払済保険料等	差し引き金額
(1)A保険	700万円	500万円	200万円
(2)B保険	400万円	800万円	△400万円
(3)C小規模企業共済	600万円	350万円	250万円

一時所得の計算及び課税関係はどのようなになるか。

回答

A保険及びB保険の解約に伴う解約返戻金は一時所得となる。また、同保険の解約に伴う解約返戻金の収入金額及び既支払済保険料等は、両契約に係る金額を合計して所得金額を計算することになる。これにより、一時所得は欠損金額となるため、この二種類の契約保険に係る課税関係は発生しない。

しかし、C小規模企業共済の任意解約については、加入者の年齢によって課税関係が異なる。加入者の年齢が65歳以上の場合は「退職所得」、65歳未満の場合は「一時所得」として取り扱う(所令第72②三)。また、一時所得として取り扱われる場合には、既支払済みの掛金等は「その収入を得るために支出した金額」には含まれない(所令第183②二ハ)。

検討

一時所得の金額は、その年中の一時所得に係る「総収入金額」から「その収入を得るために支出した金額の合計額」を控除し、その残額から一時所得の特別控除額を

控除した金額としている(所法第34)。これにより、A保険及びB保険の総収入金額は1,100万円、その収入を得るために支出した金額の合計額は1,300万円となり、一時所得の金額はマイナス200万円と算出される。

課税問題の発生懸念は、C小規模企業共済にかかっている。

加入者の年齢が65歳以上である場合には、解約返戻金が退職所得として取り扱うことから、退職所得控除によって課税所得が発生しないことが想定される。

しかし、65歳未満の場合には、解約返戻金が一時所得として取り扱うことになり、A保険及びB保険の所得計算と合算することになる。さらに、既支払済保険料等350万円は、「その収入を得るために支出した金額」には含まれないという点に留意しなければならない。具体的には、総収入金額は1,700万円、その収入を得るために支出した金額の合計額は1,300万円となり、特別控除50万円控除後の一時所得の金額はプラス350万円と算出されてしまい、課税関係が発生することになる。

小規模企業共済の65歳未満の任意解約について、既支払済保険料等を「その収入を得るために支出した金額の合計額」に含めないという規定は、その支払段階で所得控除を受けているから、二重控除を払拭する意味であると説明されている。理屈は理解できないわけではないが、65歳未満における解約は、資金的に追い詰められた状況でなければ通常考えられない。実情を勘案すると、どうしても「酷な扱い」という点を拭い去れない。

そこで、緊急な資金需要がA保険とB保険の解約で補うことができるのであれば、C小規模企業共済の任意解約を止め、又は同共済の特典である資金の融通を受けることも一考である。

注) 内容は、平成21年4月1日現在の法令等に基づいています。

本事例紹介は、会員の業務上の諸問題解決支援の一環として掲載しています。文中の税法の解釈等見解にわたる部分は、執筆者の私見(参考意見)ですので、実際の申告等税法の解釈適用に当たっては、会員ご本人の責任において行ってください。

### 「会員相談室」紹介

面接相談 (事前予約制)

お申し込み電話番号が変わりました。

お問い合わせ ▶ 制度調査課  
03-5919-7157